

コンサルタント業務委託契約書

(以下「甲」という)と、(以下「乙」という)とは、
コンサルタント業務に関して、次のとおり契約する。

第1条 (目的)

甲は、乙に対し、乙の発展に寄与するため、乙の経営・企画等について助言、指導を行うサービスを提供するものとする(以下「本件コンサルタント業務」という)。乙はこれを受託する。

第2条 (報酬及び支払)

1. 本契約に基づく月額報酬は金・・100000円(消費税別)とする。
また、(成功報酬は、月間売上高(税別)・・・万円を超えた超過分に対して・・%(消費税別)とする。)
成果報酬は甲乙間で協議し合い乙の売上向上に従い、それ相応の報酬を協議し決定する。
2. 本件業務にかかる交通費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲の依頼により遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議のうえ取決める。
3. 甲は、本条に定める月額報酬を、翌月末までに下記銀行口座への振込みにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は甲の負担とする。
4. 乙は、甲に対し、本件コンサルタント業務の報酬として、翌月更新分を毎月25日限り、甲の指定する銀行
口座に振込むことにより支払うものとする。

銀行： 支店 普通預金 口座番号：

第3条 (実費の負担)

甲が本件コンサルタント業務遂行のために、交通費、宿泊費などの費用を必要とする場合は、その都度、甲乙間の協議により、負担者および支払方法を書面によって決定するものとする。

第4条 (商標)

1. 乙は、本製品に甲の指定した商標を、甲の指定した方法で付して納入する。
2. 乙は、甲の商標を付した本製品を甲以外の第三者に対して販売することはできない。また、甲の商標を本契約以外の目的のために使用してはならない。

第5条 (秘密保持)

機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、技術上、人事上その他すべて の情報を意味する。

乙は甲から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。

乙は機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで利用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けなければならない。

甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による 承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの

他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの

他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされていたもの

正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をとまわずに知得したもの

本条の規定は、本契約終了後または期間満了後も有効に存続する。

第6条 (契約期間)

本契約の有効期間は、平成25年7月7日から平成26年4月6日までの1年間とする。ただし、平成25年4月7日から3ヶ月間はお試し期間であることからその間の契約期間内であれば乙は甲に書面にて提出することで契約を解除できる。

本契約の終了の1カ月前までに、当事者の一方から他方に対し、本契約を終了する旨を書面をもって通知しない限り、さらに1年間有効とし、以後この例による。契約更新月以外の契約解除はできないものとする。

第7条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第8条（権利の帰属等）

1. 甲乙が契約した日から甲が手がけたシステム・仕組み・人脈紹介・サービス・ドキュメント・アイデア・ノウハウなどはすべて甲の知的財産に帰属することに乙は同意した。

2. 乙は、本契約第5条の秘密保持契約に違反しない限度で、ノウハウ、コンセプトまたはアイデア等を、甲以外の第三者に対する本件業務と同一または同種の業務の遂行に使用することはできない。

しかし、甲乙間の協議により、会社の資産とそれ相応の対価が決定すると乙は甲に対しそれ相応の利用料を支払うことで使用することができる。また乙は甲が手がけた知的財産を第三者に漏らしてはいけない。

3. 甲は乙が運営する(株)Y S DREAM,にとって経済的であったり、売り上げが向上するような事業であれば、推薦する企業を率先して提携することができる。但し、これらは乙の売り上げを向上する、節約するなどの目的であり、あくまで相場かつ適正金額以上のものではない。

提携ジャンルについて以下のものが提携・提案をすることができる。

- ① 経理・法律関係する業
- ② IT関連する業
- ③ 営業向上する為と判断した業
- ④ 新規事業の提案

第9条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第10条（協議）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：